

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年2月17日
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部部长 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部部长 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2016年1月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対するストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、当該新株予約権を発行することに関する臨時報告書を提出いたしましたが、発行価額の総額が2016年2月17日に確定し、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額を下回ったため、当該臨時報告書を取り下げるものであります。

2【訂正内容】

2016年1月26日提出の当社取締役及び監査役に対するストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する臨時報告書を取り下げます。

(ご参考)

2016年2月17日に確定した発行価額の総額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

当社普通株式1株当たり 1,798円

新株予約権の発行数

合計 327個(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株)

発行価額の総額

58,794,600円

臨時報告書を提出しなければならない場合として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額

発行価額の総額 100,000,000円以上

なお、2016年1月26日に提出した当社取締役及び監査役に対するストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、当該新株予約権の発行をすることに関する臨時報告書は取り下げますが、当該新株予約権を会社法第238条第1項、第2項及び第240条並びに2016年1月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行することに変更はありません。